

## 吸収合併に係る事後開示書類

(会社法 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

令和 4 年 4 月 1 日

S R S ホールディングス株式会社

令和4年4月1日

## 吸収合併に係る事後開示書類

大阪市中央区安土町二丁目3番13号  
大阪国際ビルディング30階  
SRSホールディングス株式会社  
代表取締役執行役員社長 重里 政彦

当社は、令和3年12月28日付でスペースサプライ株式会社（以下「スペースサプライ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和4年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、スペースサプライを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条1号）  
令和4年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による手続の経過、会社法第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条2号）
  - (1) 吸収合併をやめることの請求  
スペースサプライは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2に基づく本合併をやめることの請求について該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求  
スペースサプライは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条に基づく反対株主の買取請求について該当事項はありません。
  - (3) 新株予約権の買取請求  
スペースサプライは、新株予約権を発行しておりませんでしたので、会社法第787条に基づく新株予約権買取請求について該当事項はありません。
  - (4) 債権者の異議  
スペースサプライは、会社法第789条第2項及び第3項に基づき令和4年2月16日付で、官報及び電子公告による公告を行いました。異議申述期限である同年3月16日までに異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による手続の経過、会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条3号）
  - (1) 吸収合併をやめることの請求  
本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易吸収合併に該当するため、当社の株主は、会社法第796条の2の規定に基づき本合併をやめることの請求は認められておりません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求  
本合併は会社法第796条第2項本文に規定する簡易吸収合併に該当するため、会社法第797条に基づく

反対株主の株式買取請求は認められておりません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項に基づき令和4年2月16日付で、官報及び電子公告による公告を行いました。異議申述期限である同年3月16日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併の効力発生日である令和4年4月1日をもって、スペースサプライからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

令和4年4月1日

7. 前号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

別紙

## 吸収合併に係る事前開示書類

(会社法 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

令和 3 年 12 月 29 日

スペースサプライ株式会社

## 吸収合併に係る事前開示書類

大阪市中央区安土町二丁目3番13号  
大阪国際ビルディング30階  
スペースサプライ株式会社  
代表取締役社長 田中 正裕

当社は、令和3年12月28日付でSRSホールディングス株式会社(以下、「SRSホールディングス」といいます。)との間で締結した吸収合併契約(以下「本契約」といいます。)に基づき、令和4年4月1日を効力発生日とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。本合併に関し、会社法782条1項及び会社法施行規則182条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容(会社法782条第1項第1号)

本契約は別紙1のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項及び合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則182条第1項第1号及び第2号)

当社はSRSホールディングスの完全子会社であるため、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付及び割当は行いません。

#### 3. 新株予約権の対価の定めに関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号)

該当事項はありません。

#### 4. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号)

##### (1) 吸収合併存続会社に関する事項

##### ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

##### イ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

##### ウ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

SRSホールディングスは、令和3年5月18日開催の取締役会において、会社法459条第1項第2号及び第3号の規定に基づく定款の定めにより資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について決議し、同日その効力が発生しております。詳細は、SRSホールディングスが開示する第53期有価証券報告書の77頁に記載の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

##### (2) 吸収合併消滅会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併後のSRSホールディングスの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後のSRSホールディングスの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後におけるSRSホールディングスの債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

6. 事前開示後の変更事項（会社法施行規則第182条第1項第6号）

上記開示事項に変更が生じた場合には、変更後の当該事項について開示いたします。

以上

別紙1 吸収合併契約の内容

次ページ以降をご参照ください。



## 合併契約書

SRS ホールディングス株式会社(住所:大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階、以下「甲」という)とスペースサプライ株式会社(住所:大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階、以下「乙」という)は、以下の通り合併契約(以下「本契約」という)を締結する。

### (合併の合意)

第1条 甲及び乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として合併(以下「本合併」という)し、甲が乙の権利義務の全てを承継して存続し、乙は解散する。

### (合併に際して交付する株式等)

第2条 甲は乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

### (資本金及び準備金の額等)

第3条 甲は、本合併によりその資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

### (効力発生日)

第4条 本合併の効力発生日(以下「効力発生日」という)は、令和4年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙は協議のうえ、これを変更することができる。

### (株主総会の承認)

第5条 甲は会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。  
2 乙は、令和3年12月28日に臨時株主総会を開催し、本契約書の承認決議及び合併に必要な事項についての決議を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要がある場合、甲及び乙は協議のうえ、これを変更することができる。

### (合併財産の引き継ぎ)

第6条 乙は甲に対し、令和3年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日の前日までの増減を加除したその資産、負債その他の権利義務の一切について、効力発生日において引継ぐものとし、甲はこれを承継する。

### (会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し、合意のうえ、これを行う。

### (従業員の処遇)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引継ぐものとし、当該従業員に関する処遇その他の取扱いについては、甲及び乙は別途協議のうえ、これを定める。

### (合併条件の変更及び合併契約の解除)

第9条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

### (費用負担)

第10条 甲及び乙は、効力発生日までの本合併手続にかかる費用について、協議のうえ、負担者を定める。

### (退職慰労金)

第11条 乙は、本合併に際して退任する役員に対して退職慰労金を支給しない。

### (本契約の効力)

第12条 本契約は、第5条第2項に定める乙の臨時株主総会の承認が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

### (損害賠償)

第13条 甲及び乙は、第9条に基づき本契約が解除等された場合、または前条に基づき本契約の効力が失われる場合には、互いに損害賠償を請求しない。ただし、本契約の解除または効力が失われることの原因が、当事者の故意または重過失に基づく場合にはこの限りではない。

### (協議事項)

第14条 甲及び乙は、本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、協議のうえ、これを定める。

(適用法)

第15条 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

(合意管轄)

第16条 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

令和3年12月28日

甲

大阪府中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階  
SRS ホールディングス株式会社  
代表取締役 重里 政彦



乙

大阪府中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階  
スペースサプライ株式会社  
代表取締役 田中 正裕



別紙2 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

次ページ以降をご参照ください。

(第53期定時株主総会招集ご通知添付書類)

## 事業報告 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

		令和2年3月期			令和3年3月期		
		実績	対前年同期増減額	対前年同期増減率	実績	対前年同期増減額	対前年同期増減率
売上高	(百万円)	44,643	130	0.3%	43,707	△935	△2.1%
営業利益	(百万円)	186	△832	△81.7%	△3,802	△3,989	—
経常利益	(百万円)	246	△729	△74.7%	△2,067	△2,314	—
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	△2,486	△2,769	—	△4,067	△1,580	—

当連結会計年度における連結業績は、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や、営業時間短縮要請に伴う来店客数の減少により、厳しい状況となりました。令和2年5月の緊急事態宣言解除後は、Go Toキャンペーン等の経済刺激策の効果もあり、一時的に回復傾向が見られましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言の再発出や、度重なる営業時間短縮により、依然として売上高の低迷が続いております。当連結会計年度の売上高は、M&Aや新規出店による増収影響があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年実績を下回る結果となりました。利益面につきましても、新規投資の抑制、人件費や家賃、水光熱費等の販管費の圧縮を行いました。減収による影響が大きく、前年実績を下回る結果となりました。

このような状況下、当社グループは、フィロソフィー（企業哲学）である「私たちは、食を通じて社会に貢献します。」を実現すべく、従業員、お客様の安全を確保しながら、テイクアウトやデリバリー需要の増加に合わせた各種施策を継続的に実施すると共に、配送費用、家賃の削減による固定費の圧縮や、食材、備品購買のグループシナジー創出に向けた取り組みに注力いたしました。また、各事業を早期に成長軌道に乗せるべく、新型コロナウイルス感染症の影響に注視しながら、イートイン売上の販売強化に向けた販売促進施策の再開や、業務効率化に向けた投資を再開していく予定です。

「和食さと」業態の営業施策としましては、テイクアウト、デリバリー需要の増加に対応するため、テイクアウト商品の販促キャンペーンを継続して実施した他、デリバリー対象店舗の拡大や、「EPARK」に続き「LINEポケオ」を用いたテイクアウトのWEB注文受付を和食さと全店で開始するなど、顧客ニーズに合わせたテイクアウト販促の強化を行いました。また、イートイン売上の回復を目指し、神戸牛を使用したメニューの販売や、平日限定の食べ放題値下げキャンペーンを期間限定で実施した他、お客様の利便性の向上と来店頻度の向上を目的として「和食さと」公式アプリを導入し、会員数の拡大に注力いたしました。

「天丼・天ぷら本舗 さん天」業態におきましては、「生活応援キャンペーン」として、人気の天丼が割引となるお得なキャンペーンや、スマホで簡単にご注文いただけるウェブサイトからのテイクアウト注文受付を全店で開始いたしました。また、令和2年6月に約2年ぶりとなる新規店舗「呼続インター店」をオープンした他、令和2年8月にさん天業態初となるTVCMを放映するなど、新規顧客の獲得に注力いたしました。

「にぎり長次郎」業態におきましては、「長次郎20周年アニバーサリー」として、柔らかい肉質の高級魚きんきや、噛むほどに旨味が広がる北寄貝等、旬の食材を使用したメニューの販売や、節分の丸かぶり寿司やひな祭り限定メニューなどの期間限定キャンペーンを実施した他、テイクアウト、デリバリー需要の増加に対応す

るため、自宅でも長次郎の味を楽しんでいただけるように、テイクアウト商品の拡充や、「お持ち帰りお得キャンペーン」を継続して実施いたしました。

「家族亭・得得」業態におきましては、コロナ禍における外出自粛に対応するため、テイクアウト、デリバリーの販売拡充施策として、特別価格でのテイクアウト商品の販売やデリバリー対象店舗の拡大を行うとともに、新たな顧客層の固定化策としてLINE公式アカウントの登録者数獲得に注力いたしました。「家族亭」業態では、九州や新潟等の「産地応援フェア」を実施した他、「天とじ丼」「牛とじ丼」「鶏天丼」のテイクアウト商品を月替わりで低価格販売する生活応援キャンペーンや、テイクアウト限定クーポンの配布を行いました。

「得得」業態では、定番のカレーうどんを15%OFFで販売する「カレーフェア」を実施した他、テイクアウト需要に対応するため、かつ丼を低価格で販売するキャンペーンを継続いたしました。

「めしや 宮本むなし」業態におきましては、客数獲得に向けた取組みとして、平日ランチ500円メニューの販売を継続した他、「ハンバーグ&カットステーキ定食」「得大盛鶏唐定食」等のボリューム感のあるメニューを販売いたしました。また、テイクアウト商品を拡充し、テイクアウト、デリバリーの販売強化を図りました。

「かつや」業態におきましては、新規顧客獲得に向けた取組みとしてTVCMを放映した他、「牛カツと牛焼肉の合い盛り丼」「チキンカツカレーうどん」「タレかつとから揚げの合い盛り丼」等の期間限定商品を継続して販売いたしました。また、テイクアウト、デリバリー需要の増加に対応するため、デリバリー対象店舗を拡大し、テイクアウト限定の商品として、「全力1kgから揚げ」を特別価格で販売いたしました。

なお、当社グループは外食事業の単一セグメントであるため、セグメントの業績に関する記載を省略しております。

業 態 名	前連結会計年度末	出店実績	閉店実績	当連結会計年度末
和食さと	204 (－)	4 (－)	2 (－)	206 (－)
得得	79 (63)	－ (－)	10 (8)	69 (55)
家族亭	80 (9)	1 (－)	13 (1)	68 (8)
にぎり長次郎	68 (－)	－ (－)	3 (－)	65 (－)
天丼・天ぶら本舗さん天	43 (1)	1 (－)	－ (－)	44 (1)
めしや宮本むなし	55 (4)	－ (－)	14 (2)	41 (2)
かつや	38 (14)	1 (－)	－ (－)	39 (14)
宅配寿司	11 (4)	－ (－)	1 (－)	10 (4)
ひまわり	13 (－)	－ (－)	4 (－)	9 (－)
サンローリーFC事業	32 (－)	－ (－)	13 (－)	19 (－)
その他	26 (－)	1 (－)	8 (－)	19 (－)
国内合計	649 (95)	8 (－)	68 (11)	589 (84)
海外店舗	16 (9)	6 (6)	2 (2)	20 (13)
国内外合計	665 (104)	14 (6)	70 (13)	609 (97)

(注) 1. 国内の( )内は、うちFC・のれん分け店舗数、海外の( )内は、うちFC・合併事業店舗数。

2. 「得得」業態には「とくとく」「どんどん亭」業態を、「家族亭」業態には「花匂庵」「三宝庵」「家族庵」「蕎麦」「蕎菜」業態を、「にぎり長次郎」業態には「CHOJIRO」業態を、「ひまわり」業態には「茶房ひまわり」業態を含んでおります。

3. 「サンローリーFC事業」は株式会社サンローリーが運営する「ポポラマーマ」「ミスタードーナツ」「ドトールコーヒー」「大釜屋」業態の合計店舗数です。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資の総額は差入保証金等を含めて11億97百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- (1) 当連結会計年度中に完成した主要設備
- |      |                |     |
|------|----------------|-----|
| 新規店舗 | 和食さと業態         | 4店舗 |
|      | 天丼・天ぷら本舗 さん天業態 | 1店舗 |
|      | かつや業態          | 1店舗 |
|      | からやま業態         | 1店舗 |
|      | 蕎麦業態           | 1店舗 |
|      | インドネシア         | 2店舗 |
|      | タイ             | 4店舗 |
| 改装店舗 | 花匂庵業態          | 1店舗 |
|      | 家族亭業態          | 1店舗 |
- (2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
- |      |          |     |
|------|----------|-----|
| 新規店舗 | 和食さと業態   | 1店舗 |
|      | にぎり長次郎業態 | 1店舗 |
|      | かつや業態    | 3店舗 |
|      | からやま業態   | 1店舗 |

## 3. 資金調達の状況

- (1) 当期の設備投資は自己資金により実施しました。なお、新規調達に伴い、有利子負債が21億85百万円増加いたしました。
- (2) 当連結会計年度におきましては、金融機関からの借入のほか、新株予約権1,388,700株を交付し、1,083百万円の資金調達を行いました。

## 4. 重要な企業再編等の状況

当社子会社の株式会社宮本むなしと株式会社サンローリーは、令和3年4月1日付けで、株式会社宮本むなしを存続会社とする吸収合併を行い、社名をM&Sフードサービス株式会社に変更いたしました。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

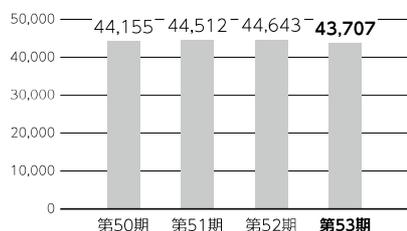
### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第50期	第51期	第52期	第53期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	44,155	44,512	44,643	43,707
経常利益 (百万円)	592	976	246	△2,067
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	108	282	△2,486	△4,067
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	3.27	8.51	△74.37	△116.47
総資産 (百万円)	30,768	29,274	32,921	31,002
純資産 (百万円)	14,214	14,277	12,802	9,990
1株当たり純資産額 (円)	423.98	425.83	365.01	271.32

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

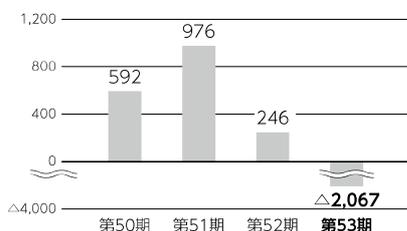
#### ■売上高

(単位:百万円)



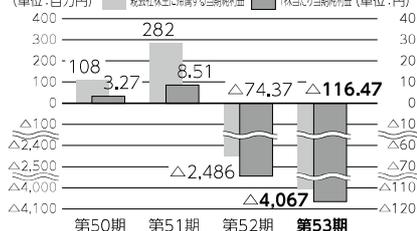
#### ■経常利益

(単位:百万円)



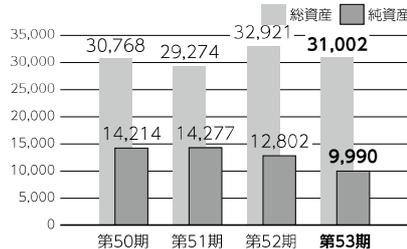
#### ■親会社株主に帰属する当期純利益/1株当たり当期純利益

(単位:百万円) 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:円)



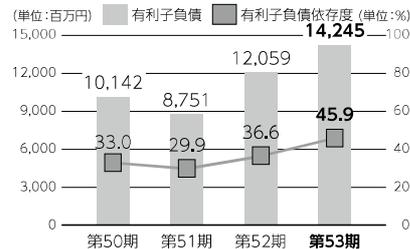
#### ■総資産/純資産

(単位:百万円)



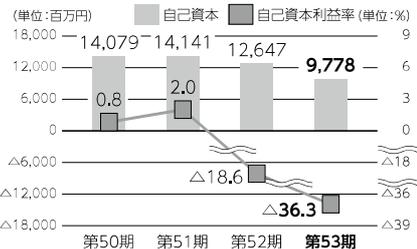
#### ■有利子負債/有利子負債依存度

(単位:百万円) 有利子負債 (単位:%)



#### ■自己資本/自己資本利益率

(単位:百万円) 自己資本 (単位:%)



## (2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第50期	第51期	第52期	第53期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	25,899	18,193	18,436	16,534
経常利益 (百万円)	189	637	816	△331
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	20	186	△2,244	△2,591
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	0.60	5.61	△67.11	△74.20
総資産 (百万円)	26,759	25,416	29,063	28,751
純資産 (百万円)	13,827	13,799	12,549	11,168
1株当たり純資産額 (円)	416.37	415.55	362.18	309.54

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

## 6. 対処すべき課題

次期の業績予想につきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、今後も断続的な営業時間短縮要請等の影響が想定されることから、感染状況により売上高が影響される不安定な状況が続くことが予想されますが、ワクチンの接種が開始されたことにより、今後は爆発的な感染者数の増加は抑えられ、下期にかけて売上高は回復傾向で推移すると見込んでおります。

以上を踏まえ、次期の連結業績につきましては、新型コロナウイルス感染症による売上高への影響を、新型コロナウイルス感染症による影響を除外した令和2年3月期と比較して、都市部の店舗については、上期約20%、下期約10%、郊外立地の店舗については、上期約10%、下期約5%減少するとの前提で策定した結果、売上高51,000百万円、営業損失1,100百万円、経常損失1,200百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,700百万円を計画しております。

このような状況下、当社グループは新型コロナウイルス感染症の影響からの早期回復と、ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた既存事業の収益力強化を第一の経営課題とし、新中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画の中核骨子としましては、

- ①ウィズコロナ、アフターコロナに対応した既存店の収益力向上
- ②スマート化社会への対応
- ③中食需要の取り込み
- ④顧客視点に立ったマーケティング戦略への転換
- ⑤新規出店の継続
- ⑥持続型社会への貢献とSDGs取り組み課題の推進

以上の6点を掲げ、中期経営計画5カ年の定量目標を以下のとおり計画しております。

	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
売上高 (百万円)	51,000	58,000	62,000	68,000	74,000
経常利益 (百万円)	△1,200	1,100	1,600	2,200	3,000
店舗数	630店舗	650店舗	690店舗	740店舗	800店舗

財務施策につきましては、令和3年3月期に借入により4,500百万円を調達し、また、令和2年11月27日に新株予約権を発行し、令和3年3月末時点で1,083百万円の資本調達をしており、令和3年3月末現在において、連結で9,431百万円の現金及び現金同等物を保有しております。さらにコミットメントライン契約の締結により4,500百万円の融資枠を設定しており、流動性を十分に確保するよう対処しております。

## 7. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 子会社の状況

名 称	資本金 (千円)	当社の出資比率	主要な事業内容
サトフードサービス株式会社	1,000	100%	飲食店の経営
株式会社フーズネット	50,000	100%	飲食店の経営
株式会社家族亭	10,000	100%	飲食店の経営
株式会社宮本むなし	1,000	100%	飲食店の経営
株式会社サンローリー	10,000	100%	飲食店の経営
サト・アークランドフードサービス株式会社	50,000	51%	飲食店の経営
台湾上都餐飲股份有限公司	357,326	100%	飲食店の経営

- (注) 1. 当社は平成26年10月1日付けで、当社の子会社である株式会社フーズネットと商品売買基本契約及び新規物件の開発業務に関連する業務委託契約を締結しております。
2. 当社は平成28年9月1日付けで、当社の子会社である株式会社宮本むなし（現 M&S フードサービス株式会社）と財務・人事・総務業務に関連する業務委託契約を締結しております。
3. 当社は平成29年10月1日付けで、当社の子会社であるサトフードサービス株式会社と商品売買基本契約、財務・人事・総務業務及び新規物件の開発業務に関連する業務委託契約を締結しております。
4. 当社は平成29年10月1日付けで、当社の子会社であるサトフードサービス株式会社、株式会社フーズネット、株式会社宮本むなし（現 M&S フードサービス株式会社）と経営指導に関連する業務委託契約を締結しております。
5. 当社は平成31年2月25日付けで、当社の子会社であるサト・アークランドフードサービス株式会社と貸付金の最終返済日を令和6年2月29日とする金銭消費貸借契約を締結しております。
6. 当社は令和2年2月1日付けで、当社の子会社である株式会社家族亭と貸付金の最終返済日を令和12年1月31日とする金銭消費貸借契約を締結しております。
7. 当事業年度末日において、会社法施行規則第118条第4号に定める特定完全子会社はありません。

## 8. 主要な事業内容 (令和3年3月31日現在)

当社グループは、飲食店の経営及び食料品の販売を主な事業としております。

## 9. 主要な営業所 (令和3年3月31日現在)

### (1) 当社の主要な営業所

名称	所在地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
物 流 事 務 所	茨木市丑寅一丁目1番88号国分関西総合センター3階
店 舗	1店舗 (大阪 計1府)

### (2) 主要な子会社の営業所

子会社の名称 : サトフードサービス株式会社

名称	所在地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	252店舗 (大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、和歌山、三重、愛知、静岡、岐阜、東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、徳島 計16都府県) ※FC加盟店 1店舗を含む

子会社の名称 : 株式会社フーズネット

名称	所在地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	75店舗 (大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、和歌山、三重、愛知、東京、埼玉 計10都府県) ※FC加盟店 4店舗を含む

子会社の名称 : 株式会社家族亭

名称	所在地
本 社	大阪府中央区伏見町四丁目2番14号WAKITA藤村御堂筋ビル2階
店 舗	144店舗 (北海道、岩手、福島、埼玉、千葉、茨城、東京、神奈川、福井、新潟、長野、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、島根、広島、徳島、愛媛、高知 計24都道府県) ※FC加盟店 63店舗を含む

子会社の名称 : 株式会社宮本むなし

名称	所在地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	42店舗 (大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、岡山、愛知 計7府県) ※FC加盟店 2店舗を含む

子会社の名称 : 株式会社サンローリー

名称	所在地
本 社	大阪府西成区梅南一丁目7番31号第二花園ビル5階
店 舗	32店舗 (大阪、兵庫、京都、奈良、和歌山、千葉 計6府県)

子会社の名称 : サト・アークランドフードサービス株式会社

名称	所在地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	43店舗 (大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、和歌山 計6府県) ※FC加盟店 14店舗を含む

子会社の名称：台湾上都餐飲股份有限公司

名 称	所 在 地
本 社	台湾台北市中山區中山北路二段45巷23號4樓之3
店 舗	7店舗（新北、桃園縣桃園、台中、台北、苗栗縣苗栗 計5市）

## 10. 使用人の状況 (令和3年3月31日現在)

### (1) 企業集団の使用人の状況

使用人数 1,438名 (前連結会計年度末比10名減)  
平均年齢 41.8歳  
平均勤続年数 11.7年

(注) 上記の他に、当連結会計年度末日現在13,103名のパートタイマーがおります。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数 69名 (前事業年度末比5名増)  
平均年齢 47.7歳  
平均勤続年数 16.7年

(注) 上記の他に、当事業年度末日現在27名のパートタイマーがおります。

## 11. 主要な借入先及び借入額 (令和3年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,578.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	919.0
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	914.2
株 式 会 社 り そ な 銀 行	711.4
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	513.7

## 12. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分の基本的な考え方は、業績に応じて決定することが原則であります。一定の配当性向を保つという考え方を採らず、極力安定的な配当を維持する方針であります。また、内部留保金につきましては、新店投資、既存店改装投資等に充当させていただき、企業体質の強化に努めてまいります。

なお、当社は、平成23年6月29日開催の第43期定時株主総会決議により、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は、当期純損失を計上することになったため、誠に遺憾ながら令和3年5月18日の取締役会にて、無配と決議いたしました。

## II. 会社の株式に関する事項

- 1. 発行可能株式総数** 100,000,000株
- 2. 発行済株式の総数** 36,158,884株（自己株式343株を含む。）  
 (注) 新株予約権の行使による新株発行により、発行済株式の総数は1,388,700株増加しております。
- 3. 当事業年度末の株主数** 23,664名（前事業年度末比1,242名増）
- 4. 大株主**

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社	2,557,404	7.1
重里欣孝	2,000,042	5.5
株式会社三菱UFJ銀行	1,199,750	3.3
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	859,800	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	786,800	2.2
重里百合子	769,708	2.1
麒麟麦酒株式会社	600,000	1.7
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	391,800	1.1
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	353,000	1.0
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	329,000	0.9

(注) 当社は、自己株式343株を保有しており、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

- 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**  
 該当事項はありません。

- 6. その他株式に関する重要な事項**  
 該当事項はありません。

(参考) 所有者別株式の概況



■ 金融機関	4,669千株	(12.9%)	18名
■ 証券会社	276千株	(0.8%)	20名
■ その他国内法人(含:自己株式)	4,017千株	(11.1%)	186名
■ 外国法人等	431千株	(1.2%)	41名
■ 個人その他	26,766千株	(74.0%)	23,399名

## Ⅲ. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役の氏名等 (令和3年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	重 里 政 彦	サトフードサービス株式会社 代表取締役 執行役員社長
取締役会長	重 里 欣 孝	
取締役 執行役員	田 中 正 裕	管理本部長
取締役 (監査等委員)	佐 藤 治 正	学校法人 甲南学園常任理事 甲南大学マネジメント創造学部教授
取締役 (監査等委員)	渡 辺 正 夫	
取締役 (監査等委員)	宮 本 圭 子	弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)佐藤治正、渡辺正夫及び宮本圭子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、取締役(監査等委員)佐藤治正、渡辺正夫及び宮本圭子の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 責任限定契約の内容の概要  
当社と各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
令和2年6月25日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)寺島康雄氏は辞任により退任いたしました。

## 2. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

### ① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

#### ア 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の第49期定時株主総会で承認された報酬総額、年額2億円以内（当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名）の範囲で決定しております。

#### 【報酬の構成】

##### ・ 取締役基礎報酬

委任に対する基本的な対価として、内規等に基づき決定されるものであります。

##### ・ 業務執行等報酬

業務遂行の重責度と業績評価に基づき決定される職責報酬、同じく重責度に担当業務の影響度を業績指数として算定する全社業績報酬、及び前年度業績に応じて支給の有無が決められる業績賞与から構成されるものであります。

当社は業績執行等報酬の一部を、別途定める株式給付規程に基づき業績連動型株式報酬としております。業績連動型株式報酬制度は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、株式給付規程に基づき、株式又は株式時価相当額の現金報酬を支給するものです。その指標は、各取締役の活動の全社業績に対する実質的影響等を反映させるため、中期経営計画、全社業績（財務数値）及び各役員重責度等としております。なお、業績連動型株式報酬制度については、令和元年5月16日開催の取締役会において導入を決議し、令和元年6月27日開催の第51期定時株主総会にてその承認決議を得ております（当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は当社3名、グループ会社6名）。

#### 【業績評価及び業績指数に関する事項】

業績評価及び業績指標に関しては、毎年期初において、各役員の成果責任に対応する目標を設定し、その達成度を評価するものとしております。かかる評価は、指名報酬委員会の諮問を受け、中期経営方針・戦略、年度計画及び組織戦略から設定される成果責任を役員毎に評価するもので、当事業年度については、コロナ禍の影響を受け未達の部分もあるものの、年度計画は概ね達成されました。

#### 【報酬額の決定】

報酬額については、取締役基礎報酬及び業務執行等報酬から、業績賞与及び業績連動型株式報酬額を控除した金額につき、任期（1年）を12等分した額を月額報酬として算定の上、支給を行っております。業績賞与については、当社が重点を置くべき項目（売上・利益等の定量的要素に加え、経営基盤強化等の定性的要素）を指標とし、総合的な考慮をもとに支給の有無及び金額を決定し、これを支給する場合には、翌事業年度の6月に支給を行っております。

各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議により、決定権限を代表取締役社長重里政彦に一任しており、当事業年度においても同人による最終判断により報酬額を決定いたしました。当該権限を一任した理由は、当社では、業務執行の最高責任者を社長に一元化する体制をとっており、各取締役の評価を最終的に決定するにあたっては、代表取締役社長の任にある同人が最も適切であると考えたからであります。具体的決定にあたっては、「取締役・執行役員報酬ガイドライン」（以下「ガイドライン」

という。)に基づき、代表取締役社長が、限度額の範囲内で原案を作成し、独立社外取締役と代表取締役社長で構成される任意の指名・報酬委員会（以下「指名・報酬委員会」という。）が、ガイドラインに沿って審議を行うこととしております。かかる手続きを設けることにより、代表取締役社長の報酬決定権限が適切に行使されるよう措置を講じており、当事業年度の報酬額決定においても同様の手続きを経ていることから、取締役会は手続きの適正につき審議の上、各取締役の報酬の決定方法及び内容がガイドラインに沿うものであると判断しております。

なお、ガイドラインは、指名・報酬委員会が協議により定めた役員報酬決定方針であり、役員の報酬体系、報酬の内容、業績連動型報酬の算定方法等を内容とするものであります。

#### イ 監査等委員である取締役の報酬等について

監査等委員である取締役の報酬は、平成29年6月29日開催の第49期定時株主総会で承認された報酬総額、年額5千万円以内（当該決議に係る取締役（監査等委員）の員数は4名）の範囲内で決定しております。同報酬の額については、監査等委員の独立性確保の観点から、業績との連動は行わず固定報酬とし、常勤及び非常勤等の業務内容を勘案のうえ、監査等委員会が決定しております。

#### ②役員報酬等

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	株式給付 信託報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	79,440 (一)	24,000 (一)	49,440 (一)	6,000 (一)	3 (0)
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	20,700 (18,900)	20,700 (18,900)	— (一)	— (一)	4 (3)

- (注) 1. 株式給付信託報酬欄に記載の金額は、役員株式給付引当金繰入額であります。
2. 当期末の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。上記の員数と相違しておりますのは、令和2年6月25日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
3. 当社は、役員退職慰労金の算定に際して、平成14年7月以降の在任年数の加算を打ち切っております。当事業年度末時点において、平成14年6月までの過年度分27,753千円を役員退職慰労引当金として計上しております。その内訳は、取締役（監査等委員を除く。）1名27,753千円であります。

### 3. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ①取締役（監査等委員）佐藤治正氏は、学校法人甲南学園常任理事及び甲南大学マネジメント創造学部教授であります。  
当社と同学園及び同大学との間には、特別の関係はありません。
- ②取締役（監査等委員）宮本圭子氏は、弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士であります。  
当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。
- (2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
- ①取締役（監査等委員）佐藤治正  
当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席、監査等委員会14回のうち13回に出席し、主に経済学、経営学に関する専門的見地から発言を行っております。
- ②取締役（監査等委員）渡辺正夫  
当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会14回すべてに出席し、主に長年にわたるグローバル企業における国内外での企業経営の経験から発言を行っております。
- ③取締役（監査等委員）宮本圭子  
当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会14回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### 3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46,000 (千円)
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,000 (千円)

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬が合理的かつ妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、監査等委員会が別に定めた「会計監査人の評価・選定に係る基準」に基づいて評価した会計監査人の会社法上の適格性、独立性、専門性、品質管理・監査の実施体制、監査の有効性と効率性、監査報酬の妥当性等を考慮の上、その他会計監査人の職務の執行状況等を総合的に判断し、会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

**連結貸借対照表** (令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>14,542,717</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,009,799</b>
現金及び預金	9,431,344	買掛金	1,443,250
売掛金	1,419,874	1年内償還予定の社債	1,015,000
商品	45,455	1年内返済予定の長期借入金	1,018,012
原材料及び貯蔵品	955,187	リース債務	93,434
1年内回収予定の長期貸付金	74,808	未払金	2,077,275
未収入金	2,190,782	未払法人税等	228,048
その他	428,784	賞与引当金	357,284
貸倒引当金	△3,519	その他	777,493
<b>固定資産</b>	<b>16,275,764</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,002,834</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,217,537</b>	社債	6,035,000
建物及び構築物	3,344,727	長期借入金	4,923,900
機械装置及び運搬具	129,308	リース債務	1,159,670
土地	3,100,507	再評価に係る繰延税金負債	82,947
リース資産	584,741	繰延税金負債	1,814
建設仮勘定	22,377	役員退職慰労引当金	27,753
その他	1,035,873	役員株式給付引当金	10,170
<b>無形固定資産</b>	<b>1,279,928</b>	退職給付に係る負債	202,536
のれん	666,827	資産除去債務	1,247,423
その他	613,101	その他	311,617
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,778,298</b>	<b>負債合計</b>	<b>21,012,633</b>
投資有価証券	577,686	<b>純資産の部</b>	
長期貸付金	812,627	<b>株主資本</b>	<b>10,500,458</b>
差入保証金	4,343,637	資本金	9,076,110
繰延税金資産	771,140	資本剰余金	6,934,606
その他	279,582	利益剰余金	△5,390,248
貸倒引当金	△6,376	自己株式	△120,009
<b>繰延資産</b>	<b>184,155</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△722,333</b>
<b>資産合計</b>	<b>31,002,637</b>	その他有価証券評価差額金	175,359
		繰延ヘッジ損益	52,755
		土地再評価差額金	△962,306
		為替換算調整勘定	11,857
		<b>新株予約権</b>	<b>13,012</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>198,866</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>9,990,004</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>31,002,637</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

連結損益計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
I 売上高		43,707,743
II 売上原価		15,540,206
<b>売上総利益</b>		<b>28,167,537</b>
III 販売費及び一般管理費		31,970,523
<b>営業損失</b>		<b>△3,802,986</b>
IV 営業外収益		
受取利息	13,379	
受取配当金	18,370	
受取家賃	129,606	
為替差益	338	
助成金収入	1,721,484	
雇用調整助成金	94,557	
雑収入	85,766	
		2,063,503
V 営業外費用		
支払利息	127,229	
不動産賃貸費用	76,020	
雑損失	124,657	
<b>経常損失</b>		<b>△2,067,390</b>
VI 特別利益		
固定資産売却益	502,179	
受取補償金	62,638	
		564,817
VII 特別損失		
固定資産除却損	19,773	
減損損失	2,556,421	
店舗閉鎖損失	102,965	
新型コロナウイルス感染症による損失	29,012	
		2,708,172
<b>税金等調整前当期純損失</b>		<b>△4,210,745</b>
法人税、住民税及び事業税	349,960	
法人税等調整額	△537,884	
		△187,923
<b>当期純損失</b>		<b>△4,022,822</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		44,684
<b>親会社株主に帰属する当期純損失</b>		<b>△4,067,507</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

**貸借対照表** (令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>14,864,140</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,232,115</b>
現金及び預金	8,542,522	買掛金	999,737
売掛金	1,705,391	短期借入金	838,828
原材料及び貯蔵品	590,531	1年内償還予定の社債	1,015,000
短期貸付金	2,578,618	1年内返済予定の長期借入金	1,016,446
1年内回収予定の長期貸付金	289,087	リース債務	42,462
前払費用	48,202	未払金	1,033,997
その他	1,109,788	未払費用	10,464
<b>固定資産</b>	<b>13,703,146</b>	未払法人税等	34,924
<b>有形固定資産</b>	<b>5,108,242</b>	未払消費税等	28,923
建物	1,256,898	預り金	6,427
構築物	165,031	賞与引当金	28,350
機械及び装置	47,383	設備関係未払金	164,527
工具、器具及び備品	563,392	その他	12,025
土地	2,832,185	<b>固定負債</b>	<b>12,350,737</b>
リース資産	228,939	社債	6,035,000
建設仮勘定	14,411	長期借入金	4,905,402
<b>無形固定資産</b>	<b>284,694</b>	リース債務	741,355
商標権	2,962	再評価に係る繰延税金負債	82,947
ソフトウェア	204,527	役員退職慰労引当金	27,753
その他	77,205	役員株式給付引当金	6,510
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,310,209</b>	資産除去債務	398,950
投資有価証券	527,686	その他	152,819
関係会社株式	3,603,968	<b>負債合計</b>	<b>17,582,853</b>
出資金	12	<b>純資産の部</b>	
長期貸付金	2,188,993	<b>株主資本</b>	<b>11,889,767</b>
長期前払費用	66,478	<b>資本金</b>	<b>9,076,110</b>
差入保証金	2,314,904	<b>資本剰余金</b>	<b>6,934,606</b>
店舗賃借仮勘定	8,400	資本準備金	6,129,319
繰延税金資産	413,132	その他資本剰余金	805,286
その他	91,632	<b>利益剰余金</b>	<b>△4,000,939</b>
貸倒引当金	△905,000	その他利益剰余金	△4,000,939
<b>繰延資産</b>	<b>184,155</b>	固定資産圧縮積立金	382,501
<b>資産合計</b>	<b>28,751,442</b>	繰越利益剰余金	△4,383,441
		<b>自己株式</b>	<b>△120,009</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>△734,190</b>
		その他有価証券評価差額金	175,359
		繰延ヘッジ損益	52,755
		土地再評価差額金	△962,306
		<b>新株予約権</b>	<b>13,012</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>11,168,589</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>28,751,442</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

## 損益計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
I 売上高		16,534,723
II 売上原価		14,345,722
<b>売上総利益</b>		<b>2,189,000</b>
III 販売費及び一般管理費		1,501,995
<b>営業利益</b>		<b>687,005</b>
IV 営業外収益		
受取利息	33,944	
受取配当金	18,370	
為替差益	265	
受取保険金	24,630	
雑収入	12,695	89,904
V 営業外費用		
支払利息	107,117	
社債発行費償却	26,754	
貸倒引当金繰入額	905,000	
雑損失	69,643	1,108,514
<b>経常損失</b>		<b>△331,604</b>
VI 特別利益		
受取補償金	40,423	40,423
VII 特別損失		
固定資産除却損	8,903	
減損損失	489,689	
関係会社株式評価損	1,769,993	2,268,586
<b>税引前当期純損失</b>		<b>△2,559,767</b>
法人税、住民税及び事業税	59,797	
法人税等調整額	△28,378	31,419
<b>当期純損失</b>		<b>△2,591,187</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和3年5月13日

SRSホールディングス株式会社  
取締役会 御中有限責任あずさ監査法人  
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 東浦 隆晴 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SRSホールディングス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SRSホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽

表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和3年5月13日

SRSホールディングス株式会社  
取締役会 御中有限責任あずさ監査法人  
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 東浦 隆晴 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SRSホールディングス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利

用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月18日

SRSホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 渡辺正夫 印

監査等委員 佐藤治正 印

監査等委員 宮本圭子 印

(注) 監査等委員渡辺正夫、佐藤治正及び宮本圭子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 第 53 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

### 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### 会社の支配に関する基本方針

### 会社の新株予約権等に関する事項

### 当社の新株予約権等に関する事項

(令和2年4月1日から令和3年3月 31 日まで)

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書

### 連結注記表

(令和2年4月1日から令和3年3月 31 日まで)

## 計算書類

### 株主資本等変動計算書

### 個別注記表

(令和2年4月1日から令和3年3月 31 日まで)

## SRS ホールディングス株式会社

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針、当社の新株予約権等に関する事項、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://srs-holdings.co.jp/>)の「IR 情報>株主のみなさまへ>株主総会及び報告書」に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

## 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社及び当社子会社は、事業活動が有効かつ効率的に行われ、財務報告の信頼性を確保し、コンプライアンスを重視した経営を行うことを目標としており、内部統制システムは、当社及び当社子会社の経営目標・戦略を達成するための仕組みであるだけでなく、企業価値を高め、競争を勝ち抜き、存続し続けるために必要不可欠な仕組みであると認識しております。このような基本的な考え方のもと、業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの構築に関して、継続的にその実効性を高め、より強固な体制とすべく整備を図ります。

#### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員をはじめ従業員へ企業倫理及び法令の遵守に対する意識を浸透させ、不正や不祥事等の違法行為の発生を防止する啓発活動等を行う。また、コンプライアンス委員会運営規程に則り、法令・定款の遵守はもとより、当社のフィロソフィー（企業哲学）・経営理念に基づいて制定した「企業倫理憲章」遵守の実効性を高め、企業文化として根付かせるため、役員については「SRSグループ役員倫理規範」を、従業員に対しては「SRSグループ従業員規範」を制定し、コンプライアンスに関する手引書ならびに各種研修及び諸会議において指導する等周知徹底する。
- ② コンプライアンス委員会の事務局はコーポレートガバナンス統括部とし、内部通報規程に基づいて、従業員がコンプライアンスの観点から判断に迷った場合や不正行為を発見した場合等の内部通報の受付を行う。また、会社は、通報者の秘密を保持し、不利益な取扱はしない。
- ③ 内部監査部門が内部統制の視点から内部監査を実施する体制を整備する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。取締役は、適宜これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、分野ごとに発生の可能性のあるリスクの洗い出しに努めるとともに、想定されるリスクについて、社内規程に則った部門責任者による自律的管理を行う。
- ② 商品の安全・安心のための品質保証、コンプライアンス等について、社長を委員長とする各種委員会を設置し、全社横断的な管理体制を構築する。
- ③ 特に重要な提供商品の安全・安心に関しては、品質保証・食の安全に関する品質保証委員会において、食材の開発・仕入れから加工・提供及び監視までの品質保証に関する一貫した安全・安心体制の精度の向上を図る。
- ④ 重大な損害の発生が予測されるリスク情報が、直ちに経営者へ報告伝達される危機管理体制を構築運営する。

#### (4) 当社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員とも任期を1年と定め、変化の激しい経営環境に機敏に対応する体制をとる。
- ② 事業の運営については中期経営計画を策定し、会社として達成すべき目標を共有するとともに、各年度計画及び予算を策定し、取締役及び執行役員の業績に対する目標を明確にする。

- ③通常業務遂行に関しては、業務分掌・職務権限・決裁に関する規程等により各部門責任者へ権限を委譲し、担当取締役及び担当執行役員が職務執行状況を管掌する体制をとる。
- ④原則として、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員  
の業務執行状況の監督を行う。
- ⑤取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、執行役員及び重要な子会社の責任者  
が出席する経営会議を月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る議論な  
らびに意思決定をより機動的に行う。

#### **(5) 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制**

##### **① 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社が定める「関係会社管理規程」及び「経営会議規程」に基づき、当社子会社の営業成績、  
財務状況その他重要な情報について定期的又は随時の報告を義務付ける。

##### **② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社子会社において「リスク管理規程」を策定し、同規程において担当部署を定めリスク管理  
を行う。また、当社の内部監査部門は、当社子会社のリスク管理の実施状況について定期的に  
監査を実施し、当社代表取締役及び監査等委員会に対しその結果を報告する。

##### **③ 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社子会社における取締役の任期を1年と定め、変化の激しい経営環境に機敏に対応する体制  
をとる。また、当社子会社においても、中期経営計画を策定し、当社及び当社子会社として達  
成すべき目標を共有するとともに、各年度計画及び予算を策定し、取締役及び執行役員  
の業績に対する目標を明確にする。なお、当社子会社の管理を担当する取締役は、当該子  
会社の取締役及び重要な使用人と定期的に情報交換を行い、職務執行の効率性に関する観  
点からの課題を把握し、改善を検討する。

##### **④ 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社子会社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役及びコンプライアンス担当部署を配置す  
るとともに、当社子会社の役職員を含めた法令遵守等に関する研修を適宜行い、コンプライ  
アンス意識の向上を図る。また、当社の内部監査部門は、当社子会社のコンプライアンス体制に  
ついて定期的に監査を実施し、当社代表取締役及び監査等委員会に対しその結果を報告する。  
なお、当社子会社の管理を担当する取締役は、当該子会社の取締役及び重要な使用人と定期的  
に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題を把握し、改善を検討する。

#### **(6) 当社の監査等委員会の使用人に関する事項**

監査等委員会が必要と認めた場合には、職務を補助するコーポレートガバナンス統括部の他、  
子会社監査役、内部監査部門、管理本部（人事総務、経営企画、財務経理）の部員その他監査  
補助業務に必要な知識・能力を備えた使用人に監査等委員会の職務を補助させるものとする。  
この場合、当該使用人は、監査補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令に従うものとする。  
また当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員会の事前同意又は事前協議を  
要することとする。

#### **(7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は当社子会社の業務又は財務の状  
況に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、重大なコンプライア  
ンス違反の発生の懸念があるときは、法令に従い、直ちに当社監査等委員会に報告するものとす

る。

- ②当社監査等委員は、重要な意思決定の過程、業務の執行状況を把握するため、業務執行取締役等で構成される経営会議に出席する。
- ③当社コーポレートガバナンス統括部、内部監査部門は定期的に監査等委員会に、当社及び当社子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する。
- ④当社子会社監査役は当社監査等委員会へ当該子会社の監査役監査状況等を報告し、情報の共有化を図る。

**(8) 監査等委員会、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社監査等委員会及び当社子会社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

**(9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ①当社は、監査等委員の職務の執行について必要な費用等を支弁するため、各年度計画策定時に一定額の予算を設定する。
- ②監査等委員会が監査の実施のため独自に外部専門家（弁護士、公認会計士等）に対し助言を求める又は必要な調査を委託する等、所要の費用を請求するときは、当該請求が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

**(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①業務執行取締役等が決裁した社内稟議書の写しを、監査等委員会が閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は使用人にその説明を求めることができる体制をとる。
- ②内部監査部門は、定期的に各部門に対して内部監査を実施するとともに、監査等委員会及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行に努める。

**(11) 財務報告の適正性を確保するための体制**

当社は、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置するとともに、その下部組織として「内部統制小委員会」を設け、それらの方針・指導・支援のもと、当社及び当社子会社において、金融商品取引法に基づく評価・監査の基準・実施基準に沿った、内部統制システムの整備及び適正な運用を進め、企業集団としての財務報告の適正性を確保するべく体制の強化を図る。

**(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

**① 規程の制定**

当社及び当社子会社の従業員規範・役員倫理規範において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度をとり、反社会的勢力に経済的な利益は一切供与しないことを定める。

**② 反社会的勢力への対応方針**

反社会的勢力に対しては、全社員一丸となり会社全体として対応することとし、反社会的勢力の関係者と思われる者に対する金銭その他の経済的利益の供与は禁止する。なお、反社会的勢力に対する対応責任部門は総務部門とし、その対応にあたる。

**③ 外部の専門機関との連携**

当社は大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として

速やかに対処できる体制を構築する。

④対応マニュアルの整備及び講習会等への参加

反社会的勢力対応マニュアルを作成するとともに、大阪府警察本部主催の講習会に参加し、対応上の留意点等を随時社内において共有する。

**(13)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社及び当社子会社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、平成 29 年 10 月の持株会社体制移行に合わせ、取締役会において見直し決議された「SRSグループ内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを整備運用しております。

また、内部統制については、その実効性をより高め、システムの充実を図るべく、平成 29 年 4 月に新設したコーポレートガバナンス統括部において、令和 2 年 2 月に「統制環境」「リスク評価」「情報と伝達」「モニタリング」「IT統制」の 5 つの観点から全社的なチェックを、また、コンプライアンスについては、社長を委員長とする委員会を適時開催し、お客様クレームや内部通報制度の運用などの実態の調査を行っており、取締役会等へ年 4 回報告するとともに、令和 2 年 8 月には、パワハラ防止法施行への対応について検討を開始し、以降、研修会を通じた社員への通知、コンプライアンスの手引きの改訂、当社及び当社子会社の就業規則や各種規程を変更するなどの対応をしております。

**2. 会社の支配に関する基本方針**

**(1) 会社の支配に関する基本方針の内容**

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』という当社のフィロソフィー（企業哲学）ならびにこれに基づき築きあげられた企業価値は、当社が中長期的に発展する基礎となるべきものと考えています。

また、当社の経営にあたっては、外食産業に関する永年に亘る技術の蓄積と経験ならびに当社のお取引先及び従業員等のステークホルダーのみならず、当社が事業を行っている地域におけるお客様との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。

さらに、当社は、地域社会において潤いのある、楽しい食事の機会を提供するという地道な努力・実績の積み重ねこそが企業価値の拡大を導くものと考えており、とりわけ、短期的な目先の利益追求ではなく、腰を据えて社会の繁栄に役立つ様々な事業活動の推進等の中長期的に企業価値向上に取り組む経営こそが、株主の皆様全体の利益の拡大に繋がるものと考えております。

当社が携わる外食産業は、人びとが生きていく上で不可欠な「食」を担うものであり、食の安全を十分に意識して取り組んでいく必要があります。このような取り組みと実績の積み重ねは、当社の更なる飛躍の基礎であり、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であり、当社の財務及び事業の方針の決定は、このような認識を基礎として判断される必要があります。

したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

**(2) 基本方針の実現に資する取組み（企業価値及び株主利益向上に向けた取組み）**

当社は、当社創業者が昭和33年11月に法善寺横丁に飲食店「すし半」を開店し、すしと素材盛り沢山の鍋を安価で提供することにより「働く者の鍋屋」として絶大なご支持を頂いたことに始まります。

以来、今日まで、お客様の食生活への貢献を企業目的として、和食チェーン「和食さと」を中心にして取組んでまいりました。

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』というフィロソフィー（企業哲学）の下『DREAM【夢みる】パートナーと共に、夢の実現をめざします。』、『ENJOY【楽しむ】カスタマーと共に楽しさを分かち合います。』、『LOVE☆【愛する】コミュニティーを愛し、人びとと共に生きます。』という3つの経営理念を掲げています。

飲食店としてお客様をはじめ地域社会に親しまれる経営を心がけるとともに、従業員との協働を通じて、食を通じた社会への貢献を実現するべく、日々の企業活動の担い手である従業員との信頼関係の構築に努めており、かかるフィロソフィー（企業哲学）の下、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく経営努力を重ねております。

具体的には、以下のような施策に取り組んでおり、当社ウェブサイト( <https://srs-holdings.co.jp/> )上の「CSR情報」にて情報を公開しております。

#### ① 安全・安心へのこだわり

当社は、お客様の健康を願い、安心してお食事をお召し上がりいただけるよう、食材の鮮度管理はもちろんのこと、その調達にあたり、国の定める基準に準拠し、チェックを行っております。

#### ② 環境保全への取組み

環境・社会と経済が調和した「持続可能な社会」の実現に貢献するため、当社「企業倫理憲章」には「環境問題への取組みは、企業の存在と活動に必須の条件であると認識し行動する」と定められており、「地球温暖化防止・エネルギー使用の合理化」や「食品廃棄物等の発生抑制・リサイクル」などを重点課題としております。

#### ③ 地域・社会への貢献

当社は、地域になくってはならない企業たるべく、適正な利益を確保しつつも、社会の繁栄に貢献するべく各種活動を実施しております。「食育」を通じた健全な次世代の育成支援を目的とし、地元中学生の「店舗体験学習」への協力や「キッザニア甲子園内、すし屋パビリオン」への出展を実施しております。また、「ハンドルキーパー運動」などの飲酒運転根絶活動、各自治体による「災害時帰宅困難者支援活動」、「フードバンク」への食品の寄贈を通じた各団体の支援活動、社外団体の募金活動にも協力しております。

#### ④ 働きやすい職場環境の整備

当社は、互いの人権・人格・価値観を尊重し、安全で働きやすい職場環境の整備に努めており、その前提に立って、経営理念にも謳われている「夢を実現できる会社」を実現するべく、各種人事・教育制度を採用・実施しております。

今後もこれらの取組みの積み重ねにより、「最も顧客に信頼されるレストラン」の実現を図り、社会から真に必要なとされる企業を目指し成長を続ける所存です。

さらに、当店をご利用頂くお客様に、より当店への理解と愛着を深めて頂き、ひいては、当社の株主としてのご支援を頂くことを念頭に、個人株主の形成に向けて株主優待の充実をはじめとする株主への利益還元にも取り組んでおります。

**(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成 29 年 5 月 12 日の取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）継続を決議し、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 49 期定時株主総会において承認をいただいておりますが、令和 2 年 5 月 18 日の取締役会において本プランの終了を決議いたしました。現在では不適切な大規模買付行為を防止するための具体的な対応策（買収防衛策）を導入しておりません。このため、当社株式に対する大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討等のために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適宜適切な処置を講じるとともに、引き続き企業価値及び株主の皆様の共同の利益の一層の確保、向上に努めてまいります。

**会社の新株予約権等に関する事項**

**1. 当社の新株予約権等に関する事項**

**(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**(2) 当事業年度中に職務遂行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

令和 2 年 11 月 11 日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

1、新株予約権の総数

67,000 個

2、新株予約権の目的である株式の種類と数

普通株式 6,700,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）

3、新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたり 245 円

4、新株予約権の払込期日

令和 2 年 11 月 27 日

5、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 922 円とする。なお、新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に修正がない場合には、その直前の終値）の 92% に相当する金額（1 円未満の端数を切り捨てた金額）に修正される。但し、修正後の行使価額が 646 円を下回ることになる場合には行使価額は修正後の行使価額とする。

## 6、新株予約権の行使期間

令和2年11月30日から令和5年11月29日まで

## 7、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1)増加する資本金の額は、資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額。

(2)増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた金額。

## 8、新株予約権の行使の条件

(1)割当先は、第三者割当契約に従って当社に対して新株予約権の行使に係る許可申請書を提出し、これに対して当社が書面（以下「行使許可書」という。）により新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の期間（以下、「行使許可期間」という。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ新株予約権を行使できます。また、割当先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことができない。

(2)当社は行使許可を行った後、行使許可期間中に、当該行使許可を取り消す旨を割当先に通知することができ、この場合、通知の翌取引日から、割当先は当該行使許可に基づき新株予約権を行使することができない。

(3)当社は行使許可を行った場合又は行使許可を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示する。

## 9、割当先

第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に割当てた。

連結株主資本等変動計算書

(自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,532,856	6,391,352	△1,322,741	△120,009	13,481,457
当期変動額					
新株の発行	543,254	543,254			1,086,508
親会社株主に帰属する当期純損失			△4,067,507		△4,067,507
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
当期変動額合計	543,254	543,254	△4,067,507	—	△2,980,999
当期末残高	9,076,110	6,934,606	△5,390,248	△120,009	10,500,458

項目	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	84,925	32,731	△962,306	11,070	△833,578	—	154,182	12,802,060
当期変動額								
新株の発行								1,086,508
親会社株主に帰属する当期純損失								△4,067,507
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	90,434	20,024	—	786	111,245	13,012	44,684	168,942
当期変動額合計	90,434	20,024	—	786	111,245	13,012	44,684	△2,812,056
当期末残高	175,359	52,755	△962,306	11,857	△722,333	13,012	198,866	9,990,004

(注)記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

## 連結注記表

### (1) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### ①連結の範囲に関する事項

##### ア. 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称  
サトフードサービス株式会社  
株式会社フーズネット  
株式会社家族亭  
株式会社宮本むなし  
株式会社サンローリー  
サト・アークランドフードサービス株式会社  
台湾上都餐飲股份有限公司

##### イ. 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 スペースサプライ株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### ②持分法の適用に関する事項

##### 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・会社等の名称 スペースサプライ株式会社
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### ③連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、台湾上都餐飲股份有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

#### ④会計方針に関する事項

##### I) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ア. 有価証券

(ア) 子会社株式……移動平均法による原価法

##### (イ) その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により

算定)

- 時 価 の な い も の……移動平均法による原価法
- イ. デ リ バ イ ブ ……時価法
- ウ. た な 卸 資 産 ……通常の販売目的で保有するたな卸資産については、評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
- (ア) 商 品 ……最終仕入原価法及び総平均法による原価法
- (イ) 原 材 料 ……総平均法及び先入先出法による原価法
- (ウ) 貯 蔵 品 ……総平均法及び先入先出法による原価法

## II) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ア. 有 形 固 定 資 産 ……主として定率法により償却しております。ただし、一部の連結（リース資産除く）子会社では、建物及び平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物付属設備及び構築物は定額法により償却しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |          |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物   | 3 年～31 年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2 年～10 年 |
| その他       | 2 年～15 年 |
- イ. 無 形 固 定 資 産 ……定額法により償却しております。
- (リース資産除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ウ. リ ー ス 資 産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。なお、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## III) 重要な引当金の計上基準

- ア. 貸 倒 引 当 金 ……売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- イ. 賞 与 引 当 金 ……従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。
- ウ. 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 ……閉店等により発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる保証金解約損失等の関連損失を引当計上することにしております。
- エ. 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 ……当社及び一部の連結子会社は、役員の退任時の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労金の算定に際し

て、当社については、平成14年6月末日をもって平成14年7月以降の在任年数の加算を打ち切っており、連結子会社については、令和2年3月末日をもって令和2年4月以降の在任年数の加算を打ち切っております。

- オ. 役員株式給付引当金……役員が退任時に当社株式を給付する株式報酬制度に基づき、一定の要件を満たした取締役に対してポイントを付与し、当該ポイントに相当する引当金を計上しております。

#### IV) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### V) 重要なヘッジ会計の方法

##### ア. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引については、特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

##### イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

##### (ア) ヘッジ手段………為替予約

ヘッジ対象………原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

##### (イ) ヘッジ手段………金利スワップ

ヘッジ対象………借入金

##### ウ. ヘッジ方針

「社内管理規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

##### エ. ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

#### VI) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年の定額法により償却をしております。

#### VII) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ア. 繰延資産の処理方法

社債発行費…社債償還期間にわたり均等償却しております。

##### イ. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

##### ウ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損

益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## (2) 表示方法の変更

### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めておりました「未収入金」（前連結会計年度 313,576 千円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

### (「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 令和 2 年 3 月 31 日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## (3) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### ① 固定資産の減損

#### I) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	8,217,537
無形固定資産	1,279,928

#### II) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、原則として、店舗や賃貸資産を基準としてグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

また、店舗の将来キャッシュ・フローの見積りは中期経営計画や店舗別予算を基礎としており、新型コロナウイルス感染症の影響や販売施策、コスト削減施策などを織り込んでおります。このうち、新型コロナウイルス感染症による売上高への影響を、業態や立地に応じて、令和 4 年 3 月期の前半から後半に向けて徐々に回復していくものと仮定して見積もっております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## ②繰延税金資産の回収可能性

### I) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	771,140

### II) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、将来の事業計画に基づいた課税所得の見積りに基づき、回収可能性がある  
と判断した将来減算一時差異等について、繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては一定の仮定に基づき算定しており、これらの仮定は将来の不確  
実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響  
を与える可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による売上高への影響の見積りは、「4. 連結注記表  
(3) 会計上の見積りに関する注記 ①固定資産の減損」の内容と同一であります。

### (4) 連結貸借対照表に関する注記

#### ①有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	19,802,111千円
機械装置及び運搬具	727,713
リース資産	1,367,229
その他	5,030,437
計	26,927,491

(有形固定資産の減価償却累計額に減損損失累計額を含めて表示しております。)

#### ②担保に供している資産及び担保に係る債務

建物及び構築物	49,277千円
土地	2,804,319
投資有価証券	278,099
計	3,131,695

#### 上記に対する債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	2,699,400千円
-------------------------	-------------

#### ③特定融資枠

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と特定融資枠契約を締結しております。

特定融資枠契約の総額	4,500,000千円
当連結会計年度末借入実行残高	一千円

#### ④土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に、それぞれ計上しております。

##### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する「地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するための財政評価基本通達」により算出しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
再評価を行った土地の当期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△1,106,748千円

(5) 連結損益計算書に関する注記

①減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

ア. 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 リース資産 有形固定資産その他 無形固定資産その他 投資その他の資産その他	東京都千代田区 東京都江東区 東京都足立区 東京都豊島区 東京都世田谷区 東京都葛飾区 東京都杉並区 東京都清瀬市 東京都立川市 東京都町田市 東京都多摩市 東京都東久留米市 東京都武蔵村山市 北海道札幌市 新潟県東蒲原郡 千葉県浦安市 千葉県流山市 千葉県習志野市 千葉県船橋市 千葉県市川市 千葉県松戸市 千葉県千葉市 千葉県八千代市 埼玉県朝霞市 埼玉県さいたま市 埼玉県川越市 埼玉県草加市 埼玉県八潮市 埼玉県比企郡 神奈川県横須賀市 神奈川県横浜市 神奈川県川崎市 神奈川県相模原市 神奈川県平塚市 静岡県浜松市 静岡県静岡市 静岡県焼津市 静岡県御殿場市 岐阜県岐阜市 愛知県東海市 愛知県名古屋市の 愛知県安城市 愛知県一宮市 愛知県西尾市
賃貸資産	建物及び構築物 土地 無形固定資産その他	大阪府大阪市 兵庫県西宮市
その他	建物及び構築物 有形固定資産その他 のれん 無形固定資産その他	大阪府大阪市
		愛知県日進市 三重県津市 三重県三重郡 滋賀県栗東市 滋賀県草津市 京都府京都市 京都府京田辺市 京都府相楽郡 大阪府泉佐野市 大阪府大阪市 大阪府高槻市 大阪府吹田市 大阪府東大阪市 大阪府八尾市 大阪府豊中市 大阪府箕面市 大阪府河内長野市 大阪府岸和田市 大阪府堺市 大阪府守口市 大阪府松原市 大阪府泉大津市 大阪府大阪狭山市 大阪府大東市 大阪府池田市 大阪府門真市 奈良県北葛城郡 奈良県桜井市 奈良県奈良市 奈良県大和郡山市 奈良県橿原市 和歌山県和歌山市 兵庫県明石市 兵庫県姫路市 兵庫県加古川市 兵庫県尼崎市 兵庫県西宮市 兵庫県神戸市 岡山県岡山市 岡山県倉敷市 (海外) 台湾 台中市 台湾 苗栗市

イ. 減損損失の認識に至った経緯

店舗においては営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスの見込みである資産グループ及び閉店の意思決定をした資産グループにおいて、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収

可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

賃貸資産においては賃貸物件から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスの見込みである資産グループにおいて、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、連結子会社である株式会社家族亭の株式取得時に発生したのれん及び無形固定資産その他並びに株式会社宮本むなしの株式取得時に発生した無形固定資産その他について、各社の財務内容及び今後の見通しを勘案し、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

ウ. 減損損失の金額 (単位：千円)

用途	種類	金額
店舗	建物及び構築物	839,825
	機械装置及び運搬具	19,170
	リース資産	83,869
	有形固定資産その他	204,388
	無形固定資産その他	5,430
	投資その他の資産その他	5,064
賃貸資産	建物及び構築物	28,625
	土地	7,046
	無形固定資産その他	75,049
その他	建物及び構築物	1,199
	有形固定資産その他	19
	のれん	605,023
	無形固定資産その他	681,708
	合計	2,556,421

エ. 資産のグルーピング

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休不動産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。

オ. 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを 5.0%～9.3%で割り引いて算出しております。

(6) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

①発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	34,770,184	1,388,700	—	36,158,884
合計	34,770,184	1,388,700	—	36,158,884
自己株式				
普通株式	119,343	—	—	119,343
合計	119,343	—	—	119,343

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式(当連結会計年度期首119,000株、当連結会計年度末119,000株)が含まれております。

②新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
行使価額修正条項付 第1回新株予約権	普通株式	—	6,700,000	1,388,700	5,311,300
合計		—	6,700,000	1,388,700	5,311,300

③配当に関する事項

ア. 配当金支払額

該当事項はありません。

イ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

## (7) 金融商品に関する注記

### ①金融商品の状況に関する事項

#### ア. 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債等による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る目的の取引は行わない方針であります。

#### イ. 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

長期貸付金、差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを回避するために、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

長期借入金及び社債（原則として10年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、「社内管理規程」に従い財務経理部長が契約額、期間等の稟議決裁を経て執行し、定期的に取引内容について担当取締役に報告し、担当取締役は取締役会に報告する方針でリスク管理をしております。また、デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関であるため相手方の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「4. 連結注記表 (1) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ④会計方針に関する事項 V) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

また、営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき財務経理部長が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

②金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2．参照）

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
ア. 現金及び預金	9,431,344	9,431,344	—
イ. 売掛金	1,419,874		
貸倒引当金(*1)	△ 2,948		
	1,416,925	1,416,925	—
ウ. 未収入金	2,190,782		
貸倒引当金(*1)	△ 554		
	2,190,228	2,190,228	—
エ. 投資有価証券	502,821	502,821	—
オ. 長期貸付金(*2)	887,435	927,767	40,331
カ. 差入保証金	4,343,637	4,305,131	△ 38,506
資産計	18,772,391	18,774,217	1,825
ア. 買掛金	1,443,250	1,443,250	—
イ. 未払金	2,077,275	2,077,275	—
ウ. 社債(*2)	7,050,000	7,057,900	7,900
エ. 長期借入金(*2)	5,941,913	5,983,128	41,214
オ. リース債務(*2)	1,253,105	1,227,647	△ 25,457
負債計	17,765,544	17,789,201	23,656
デリバティブ取引(*3)			
ア. ヘッジ会計が適用 されていないもの	—	—	—
イ. ヘッジ会計が適用 されているもの	76,016	76,016	—
デリバティブ取引計	76,016	76,016	—

(\*1) 債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年内回収予定の長期貸付金、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

ア. 現金及び預金、イ. 売掛金、ウ. 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### エ. 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、その他は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### オ. 長期貸付金、カ. 差入保証金

これらの時価について、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

#### ア. 買掛金、イ. 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ウ. 社債、エ. 長期借入金、オ. リース債務

これらの時価について、元利金の合計額を同様の新規借入・発行・契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

#### ア. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

#### イ. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	74,865

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「エ. 投資有価証券」には含めておりません。

(8) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～20年と見積り、割引率は0.0%～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,423,233 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	129,507
時の経過による調整額	5,766
資産除去債務の履行による減少額	△278,496
<u>為替換算差額</u>	<u>134</u>
<u>期末残高</u>	<u>1,280,144</u>

(9) 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 271円32銭

1株当たり当期純損失(△) △116円47銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△4,067,507 (千円)
普通株主に帰属しない金額	— (千円)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△4,067,507 (千円)
普通株式の期中平均株式数	34,923,094 (株)

(10) その他注記

(企業結合等関係)

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

令和2年2月1日に行われた当社と株式会社家族亭との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、無形固定資産に637,000千円、繰延税金負債に220,083千円が配分された結果、暫定的に算定されたのれんの金額は1,065,156千円から416,916千円減少し、648,239千円となっております。

なお、令和2年2月1日に行われた当社と株式会社サンローリーとの企業結合については、取得原価の当初配分額に重要な修正は生じておりません。

## 株主資本等変動計算書

自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	8,532,856	5,586,065	805,286	6,391,352	△1,409,751	△1,409,751	△120,009	13,394,446
当期変動額								
新株の発行	543,254	543,254		543,254				1,086,508
令和3年3月期決算処理による任意積立金取崩					-	-		-
当期純損失					△2,591,187	△2,591,187		△2,591,187
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	543,254	543,254	-	543,254	△2,591,187	△2,591,187	-	△1,504,679
当期末残高	9,076,110	6,129,319	805,286	6,934,606	△4,000,939	△4,000,939	△120,009	11,889,767

項目	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	84,925	32,731	△962,306	△844,649	-	12,549,797
当期変動額						
新株の発行						1,086,508
令和3年3月期決算処理による任意積立金取崩						-
当期純損失						△2,591,187
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	90,434	20,024	-	110,458	13,012	123,471
当期変動額合計	90,434	20,024	-	110,458	13,012	△1,381,207
当期末残高	175,359	52,755	△962,306	△734,190	13,012	11,168,589

(注) その他利益剰余金の内訳

項目	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	383,257	△1,793,009	△1,409,751
当期変動額			
新株の発行			
令和3年3月期決算処理による任意積立金取崩	△755	755	-
当期純損失		△2,591,187	△2,591,187
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	△755	△2,590,432	△2,591,187
当期末残高	382,501	△4,383,441	△4,000,939

(注)記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

## 個別注記表

### (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### ①資産の評価基準及び評価方法

##### ア. 有 価 証 券

(ア) 子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

##### (イ) そ の 他 有 価 証 券

時 価 の あ る も の……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純  
資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法

##### イ. デ リ バ テ ィ ブ……………時価法

ウ. た な 卸 資 産……………通常の販売目的で保有するたな卸資産については、評価基  
準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基  
づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(ア) 原 材 料……………総平均法

(イ) 貯 蔵 品……………総平均法

#### ②固定資産の減価償却の方法

ア. 有 形 固 定 資 産……………定率法により償却しております。

(リース資産除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～20年
構築物	5年～10年
機械及び装置	4年～9年
工具、器具及び備品	3年～15年

イ. 無 形 固 定 資 産……………定額法により償却しております。

(リース資産除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用  
可能期間(5年)に基づいております。

ウ. リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につ  
いては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定す  
る方法によっております。なお、リース取引開始日が平成20年  
3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につ  
いては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理  
によっております。

#### ③引当金の計上基準

ア. 貸 倒 引 当 金……………売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につ  
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、  
個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりま  
す。

イ. 賞 与 引 当 金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額の当事業年

度対応分を計上しております。

ウ. 店舗閉鎖損失引当金……………閉店等により発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる保証金解約損失等の関連損失を引当計上することにしております。

エ. 役員退職慰労引当金……………役員 の 退 任 時 の 役 員 退 職 慰 労 金 の 支 給 に 備 え る た め 、 役 員 退 職 慰 労 金 の 内 規 に 基 づ く 期 末 要 支 給 額 を 計 上 し て お り ま す 。

なお、役員退職慰労金の算定に際して、平成 14 年 6 月末日をもって平成 14 年 7 月以降の在任年数の加算を打ち切っております。

オ. 役員株式給付引当金……………役員 の 退 任 時 に 当 社 株 式 を 給 付 す る 株 式 報 酬 制 度 に 基 づ き 、 一 定 の 要 件 を 満 た し た 取 締 役 に 対 し て ポ イ ン ト を 付 与 し 、 当 該 ポ イ ン ト に 相 当 す る 引 当 金 を 計 上 し て お り ま す 。

#### ④重要なヘッジ会計の方法

##### ア. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引については、特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

##### イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

(ア) ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

(イ) ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

##### ウ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「社内管理規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

##### エ. ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

#### ⑤その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ア. 繰延資産の処理方法

社債発行費…社債償還期間にわたり均等償却しております。

##### イ. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 令和 2 年 3 月 31 日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(3) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

①貸倒引当金

I) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
短期貸付金(注1)	2,578,618
1年内回収予定の長期貸付金(注1)	240,000
長期貸付金(注1)	1,665,000
貸倒引当金(注2)	△905,000

注1. 子会社への貸付金の金額を記載しております。

注2. 株式会社家族亭への貸付金に対し、計上しております。

II) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は、売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当社グループは、キャッシュマネジメントシステムを導入しており、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少等に伴い、同システムによる子会社への貸付金や、一部の子会社との金銭消費貸借契約に基づく長期貸付金の残高の資産に占める割合が高くなっております。

一部の子会社への貸付金を貸倒懸念債権として区分し、当該子会社の事業計画を基に、一定の仮定に基づき、キャッシュ・フロー見積法により回収可能性を検討した結果、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

事業計画や市場環境の変化により、その見積り額的前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、貸倒引当金の追加計上又は取崩しにより、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## ②固定資産の減損

### I) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	5,108,242
無形固定資産	284,694

### II) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結計算書類「4. 連結注記表 (3) 会計上の見積りに関する注記 ①固定資産の減損」の内容と同一であります。

## ③繰延税金資産の回収可能性

### I) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	413,132

### II) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結計算書類「4. 連結注記表 (3) 会計上の見積りに関する注記 ②繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

## (4) 貸借対照表に関する注記

### ①関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,910,989千円
短期金銭債務	1,293,149
長期金銭債権	1,685,000
長期金銭債務	16,680

### ②有形固定資産の減価償却累計額

建物	10,884,294千円
構築物	1,723,378
機械及び装置	357,030
工具、器具及び備品	2,980,278
リース資産	1,109,611
計	17,054,594

(有形固定資産の減価償却累計額に減損損失累計額を含めて表示しております。)

③担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	49,277千円
土地	2,804,319
投資有価証券	278,099
計	3,131,695
上記に対する債務	
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	2,699,400千円

④特定融資枠

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と特定融資枠契約を締結しております。

特定融資枠契約の総額	4,500,000千円
当事業年度末借入実行残高	一千円

⑤土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に、それぞれ計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する「地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するための財政評価基本通達」により算出しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
再評価を行った土地の当期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△1,106,748千円

(5) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引高	16,446,099千円
売上高	16,445,605千円
販売費及び一般管理費	494千円
営業取引以外の取引高	29,196千円

(6) 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	119,343株
------	----------

(注) 上記の自己株式には、役員株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式119,000株が含まれております。

(7) 税効果会計に関する注記

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	8,675千円
未払事業税	9,521
未払事業所税	566
未払社会保険料	1,328
減価償却超過額	415,578
減損損失	658,841
投資有価証券	33,311
関係会社株式	1,246,447
資産除去債務	122,078
貸倒引当金	276,930
役員退職慰労引当金	8,492
その他	37,142
繰延税金資産小計	2,818,912
評価性引当額	△2,158,600
繰延税金資産合計	660,311

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△168,653
資産除去債務に対応する除去費用	△13,625
その他有価証券評価差額金	△34,959
繰延ヘッジ損益	△23,261
その他	△6,678
繰延税金負債合計	△247,178

繰延税金資産の純額 413,132

②法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(8) 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
子会社	サトフードサービス㈱	所有 直接100%	不動産の賃貸 役員の兼任 原材料等の販売 設備等の賃貸 従業員の出向 商標権管理 経営指導 業務受託 資金の貸付 資金の借入	不動産の賃貸(注2)	99,088	売掛金	1,200,778	
				原材料等の販売(注3)	8,384,408			
				設備の賃貸(注4)	811,689			
				経営指導料(注5)	484,044			
				商標権使用料(注6)	320,868			
				業務受託等(注7)	92,730			
				子会社債務の支払代行(注8)	—	その他流動資産		368,207
				子会社債権の回収代行(注9)	—	未払金		441,388
				資金の貸付(注10)	811,916	短期貸付金		2,180,549
				利息の受取(注10)	3,247	—		—
	㈱フーズネット	所有 直接100%	建物の賃貸 役員の兼任 従業員の出向 原材料等の販売 経営指導 業務受託 資金の貸付 資金の借入	原材料等の販売(注3)	4,752,802	売掛金	450,209	
				経営指導料(注5)	325,404			
				業務受託等(注7)	13,760			
				資金の借入(注10)	323,575	短期借入金		448,732
				利息の支払(注10)	1,294	—		—
				利益配当金の受取	430,000	—		—
	㈱家族亭	所有 直接100%	役員の兼任 資金の貸付 資金の借入 業務受託	資金の貸付(注10)	726,598	短期借入金	390,095	
				資金の回収(注10)	20,000	1年内回収予定の長期貸付金(注11)	200,000	
						長期貸付金(注11)	1,600,000	
				利息の受取(注10)	2,906	その他流動資産	2,948	
	㈱宮本むなし	所有 直接100%	建物の賃貸 役員の兼任 原材料等の販売 資金の貸付 資金の借入 業務受託	資金の借入(注10)	72,854	短期貸付金	86,958	
利息の受取(注10)				291	—	—		
㈱サンローリー	所有 直接100%	役員の兼任 原材料等の販売 資金の貸付 資金の借入 業務受託	資金の貸付(注10)	136,403	短期貸付金	200,057		
			利息の受取(注10)	545	—	—		
サト・アークランド フードサービス㈱	所有 直接51%	建物の賃貸 役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付 業務受託	資金の貸付(注10)	94,446	短期貸付金	111,052		
			資金の回収(注10)	40,000	1年内回収予定の長期貸付金	40,000		
					長期貸付金	65,000		
		利息の受取(注10)	377	その他流動資産	55			

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産の賃貸料については、路線価や近隣相場を勘案して合理的に決定しております。
3. 原材料等の販売については、当社の仕入価格を勘案し合理的に決定しております。
4. 設備の賃貸料については、減価償却費相当額などを勘案して決定しております。
5. 経営指導料については、双方協議の上、合理的に決定しております。
6. 商標権使用料については、FC契約の際のロイヤリティ等を勘案して合理的に決定しております。
7. 業務委託料については、双方協議の上、合理的に決定しております。
8. 子会社債務の支払代行については、経費等の支払代行を行ったものであります。  
当社では、サトフードサービス株式会社の資金の一元管理を行っており、貸借を双方で反復継続的に行っているため、取引金額を記載しておりません。
9. 子会社債権の回収代行については、売掛金等の債権の回収代行を行ったものであります。  
当社では、サトフードサービス株式会社の資金の一元管理を行っており、貸借を双方で反復継続的に行っているため、取引金額を記載しておりません。
10. 資金の貸付・借入利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。  
CMS(キャッシュマネジメントシステム)にかかるものを含んでおり、CMSによる取引金額は当事業年度における平均残高を記載しております。
11. 関連会社への貸付金に対し、当事業年度において、905百万円の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額を計上しております。

(9) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6年～20年と見積り、割引率は0.0%～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	388,213 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12,968
時の経過による調整額	2,378
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>△4,610</u>
<u>期末残高</u>	<u>398,950</u>

(10) 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 309円54銭

1株当たり当期純損失(△) △74円20銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失(△)	△2,591,187 (千円)
普通株主に帰属しない金額	— (千円)
普通株式に係る当期純損失(△)	△2,591,187 (千円)
期中平均株式数	34,923,094 (株)